

重要事項説明書

当事業所がサービスを提供するにあたり、以下の内容を説明させていただきます。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社るのわ
代表取締役	宇野 雅美
所在地	愛知県一宮市水附町2 1 番 4 号 2 階
電話番号	0586-52-2488

2. 事業所の名称等

事業所名	訪問看護ステーション ここん
事業所番号	2362291235
所在地	愛知県一宮市水附町2 1 番 4 号 2 階
電話番号	0586-52-2488
FAX 番号	0586-52-2499
管理者	宇野 雅美
通常のサービス提供地域	一宮市内全域

3. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後6時00分まで 営業時間外の訪問については別途定め対応します。
緊急対応	契約内容により24時間対応

4. 事業の目的

要介護状態または疾病・障害を有する利用者に対し、主治医の指示に基づき訪問看護サービスを提供することで、在宅における自立した療養生活の維持・向上を図ることを目的とします。

5. 運営方針

- 利用者の人格と意思を尊重します。
- 主治医および関係機関と連携します。
- 安全で質の高い看護を24時間体制で提供します。
- 地域医療に貢献します。

6. 提供するサービス内容

医師の指示に基づき以下のサービスを提供します

- 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍数など）
- 医療処置（点滴、カテーテル管理、人工呼吸器管理等）
- 褥瘡の予防・処置や体位変換
- 清拭・洗髪による清潔の保持
- 食事および排泄等日常生活の世話
- 認知症患者の看護
- 服薬管理
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 利用者や家族への介護指導・助言
- 在宅療養相談
- その他医師の指示による処置等

7. 職員体制

- 管理者 1名
- 看護師 2名（常勤換算2名）

8. 利用料金およびお支払い方法

- (1) 利用料は、以下の料金表に記載している通りです。
- (2) 介護保険での訪問看護サービス利用時の自己負担額は、介護保険負担割合証（1割負担・2割負担・3割負担）に基づきます。ただし、介護保険の支給限度額を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。
- (3) 医療保険での訪問看護サービス利用時の自己負担額は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えたサービスの利用については全額自己負担となります。
- (3) 利用料金は月末締めで計算し、翌月に請求します。
- (4) ご利用の支払いは銀行口座振替を基本とします。振替が不都合な方につきましては銀行振込かご自宅または当事業所で現金にてお支払いください。

【訪問看護の利用料】

〈介護保険利用時〉

- 一宮市の地域区分は6級地であり、1単位あたり10,420円です。

- ・自己負担額は、介護保険負担割合証（1割負担・2割負担・3割負担）に基づきます。但し、介護保険の支給限度額を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

【基本料金】

訪問看護	20分未満	314単位
	30分未満	471単位
	30分以上1時間未満	823単位
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位
介護予防訪問看護	20分未満	309単位
	30分未満	457単位
	30分以上1時間未満	800単位
	1時間以上1時間30分未満	1,096単位

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額
早朝加算	早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本単位の25%
夜間加算	夜間（18時～22時）にサービス提供する場合	基本単位の25%
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本単位の50%
長時間訪問加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問を行った場合（1回につき）	300単位
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位
初回加算（Ⅰ）	退院（所）した日に初回訪問を行った場合 （初回訪問月のみ）	350単位
初回加算（Ⅱ）	退院（所）した翌日以降に初回訪問を行った場合 （初回訪問月のみ）	300単位
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回 （特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り	600単位
緊急時訪問加算Ⅱ	利用者または家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある	574単位
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対しサービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位
特別管理加算（Ⅱ）		250単位
専門管理加算（イ）	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250単位
専門管理加算（ロ）	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250単位
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2,500単位
口腔連携強化加算	看護師やリハビリテーション専門職等から口腔の健康状態の評価を受けた場合1回につき	50単位

※ただし、上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。

※複数名訪問加算（Ⅰ）は、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、ご利用者又はそのご家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合には加算されます。

- ① 身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破壊行為等が認められる場合
- ③ その他、ご利用者の状況等から判断し①又は②に準ずると認められる場合

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して計画的な管理を行った場合に加算します。

- ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ターミナルケア加算は、事業所がご利用者又はそのご家族に対して、24時間連絡体制を取り、必要に応じてサービスの提供を行う場合に、1回に限り加算されます。

- ①主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について説明、同意を得てターミナルケアを実施している場合
- ②ご利用者がお亡くなりになった日及びお亡くなりになる前14日以内に、2回以上ターミナルケアを行っていること。

※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、加算します。

〈医療保険利用時〉

・介護保険適用以外のご利用者及び、介護（予防）保険適用のご利用者が末期がんや難病患者等〔別表第7〕に該当する場合又は疾患の急性増悪等により、主治医から一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合に、訪問看護サービスは、医療保険が適用されます。

・ご負担額は、ご利用者の加入保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等）の負担割合により異なります。

【訪問看護基本療養費】

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		
イ 看護師・保健師・助産師の場合	週3日まで	5,500円
	週4日目以降	6,550円
ロ 准看護師の場合	週3日まで	5,050円
	週4日目以降	6,050円
ハ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師による場合（月1回のみ）		12,850円
ニ 理学療法士・作業療法士等の場合		5,550円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）：同一建物居住者で同一日3人以上の訪問		
イ 看護師・保健師・助産師の場合	同一日に2人まで 週3日まで	5,550円
	同一日に2人まで 週4日目以降	6,550円
	同一日に3人以上 週3日目まで	2,780円
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,280円
ロ 准看護師の場合	同一日に2人まで 週3日まで	5,050円
	同一日に2人まで 週4日目以降	6,050円
	同一日に3人以上 週3日目まで	2,530円
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,030円
ハ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師による場合（月1回のみ）		12,850円
ニ 理学療法士・作業療法士等の場合	同一日に2人まで	5,550円
	同一日に3人以上	2,780円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		8,500円

【訪問看護基本療養費に追加される加算】

早朝加算	早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	2,100円
夜間加算	夜間（18時～22時）にサービス提供する場合	2,100円
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	4,200円
乳幼児加算 （6歳未満）	厚生労働大臣が定める者	1,800円
	上記以外の場合	1,300円

難病等複数回 訪問加算	1日2回 同一建物の訪問者2人まで	4,500円
	1日2回 同一建物の訪問者3人以上	4,000円
	1日3回以上 同一建物の訪問者2人まで	8,000円
	1日3回以上 同一建物の訪問者3人以上	7,200円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
長時間訪問加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問を行った場合(1回につき)	5,200円
複数名訪問看護加算		
保健師、助産師、 看護師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士 が同行する場合	同一建物の訪問者2人まで	4,500円
	同一建物の訪問者3人以上	4,000円

【訪問看護管理療養費】

機能強化型訪問看護 管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円
機能強化型訪問看護 管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円
機能強化型訪問看護 管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	8,700円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 1月につき	2,500円

【訪問看護管理療養費に追加される加算】

24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円
	上記以外の場合	6,520円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円
	上記以外の場合	2,500円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を 長時間行った場合	8,400円
	上記以外の場合	6,000円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに 係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理 を行った場合	2,500円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行っ た場合	2,500円
在宅患者連携指導加算		3,000円
在宅患者緊急時等カ ンファレンス加算	月2回まで	2,000円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円
特別管理指導加算		2,000円

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円
------------------	-----

※介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(*該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。

*厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

(イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

(ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。

※標準の訪問時間は1回の訪問につき30分～90分程度です。

※24時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

〈精神訪問看護利用時〉

【精神科訪問基本療養費】

精神訪問看護基本療養費(Ⅰ)			
イ 看護師・保健師・作業療法士の場合	週3日まで	30分未満の場合	4,250円
	週3日まで	30分以上の場合	5,550円
	週4日目以降	30分未満の場合	5,100円
	週4日目以降	30分以上の場合	6,550円
ロ 准看護師の場合	週3日まで	30分未満の場合	3,870円
	週3日まで	30分以上の場合	5,050円
	週4日目以降	30分未満の場合	4,720円
	週4日目以降	30分以上の場合	6,050円
精神訪問看護基本療養費(Ⅲ)：同一建物に2人まで			

イ 看護師・保健師・作業療法士 の場合	週3日まで 30分未満の場合	4,250円
	週3日まで 30分以上の場合	5,550円
	週4日目以降 30分未満の場合	5,100円
	週4日目以降 30分以上の場合	6,550円
ロ 准看護師の場合	週3日まで 30分未満の場合	3,870円
	週3日まで 30分以上の場合	5,050円
	週4日目以降 30分未満の場合	4,720円
	週4日目以降 30分以上の場合	6,050円
精神訪問看護基本療養費(Ⅲ)：同一建物に3人以上		
イ 看護師・保健師・作業療法士 の場合	週3日まで 30分未満の場合	2,130円
	週3日まで 30分以上の場合	2,780円
	週4日目以降 30分未満の場合	2,550円
	週4日目以降 30分以上の場合	3,280円
ロ 准看護師の場合	週3日まで 30分未満の場合	1,940円
	週3日まで 30分以上の場合	2,530円
	週4日目以降 30分未満の場合	2,360円
	週4日目以降 30分以上の場合	3,030円
精神訪問看護基本療養費(Ⅳ)：在宅療養に向けて外泊をしている場合		8,500円

【精神科訪問看護基本療養費に追加される加算】

早朝加算	早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	2,100円
夜間加算	夜間(18時～22時)にサービス提供する場合	2,100円
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	4,200円
精神科複数回 訪問加算	1日2回 同一建物の訪問者2人まで	4,500円
	1日2回 同一建物の訪問者3人以上	4,000円
	1日3回以上 同一建物の訪問者2人まで	8,000円
	1日3回以上 同一建物の訪問者3人以上	7,200円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
長時間訪精神科 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問を行った場合(1回につき)	5,200円
複数名精神科訪問看護加算		
保健師、看護師、 作業療法士が1日1回 同行訪問した場合	同一建物の訪問者2人まで	4,500円
	同一建物の訪問者3人以上	4,000円
保健師、看護師、 作業療法士が1日2回 同行訪問した場合	同一建物の訪問者2人まで	9,000円
	同一建物の訪問者3人以上	8,100円
保健師、看護師、 作業療法士が1日3回 同行訪問した場合	同一建物の訪問者2人まで	14,500円
	同一建物の訪問者3人以上	13,000円

【精神科訪問看護管理療養費に追加される加算】

24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円
------------	----------------------	--------

	上記以外の場合	6,520円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円
	上記以外の場合	2,500円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円
	上記以外の場合	6,000円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円
在宅患者連携指導加算		3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円
特別管理指導加算		2,000円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50円

※24時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

〈その他料金〉

エンゼルケア	逝去時の身体保清等	15,000円
衛生材料費等	看護に当たり必要な物品等	実費相当額
時間外サービス	土・日・祝（1日につき）	2000円
長時間訪問サービス	長時間訪問看護加算の算定条件に満たない場合で、1時間30分以上の訪問があった場合（1回につき）	2000円
交通費	通常サービス提供地域内	無料
	通常サービス提供地域外の場合（1回につき）	500円

9. キャンセル料

利用者がサービスの利用を中止する際には、キャンセルが決まり次第できるだけ早くご連絡ください。繰り返す悪質なキャンセルを除き、キャンセル料はいただきません。

10. 緊急時の対応

利用者の容体が急変した場合は、主治医および関係医療機関へ速やかに連絡し必要な対応を行います。現にサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医等への連絡を行います。

サービスの提供がなされていない時に、利用者の病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて、緊急訪問を致します。ただし、生命の危機の状態である場合は、直接主治医のいる病院へ連絡をしてください。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・区市町村等に速やかに報告し、再発防止策を講じます。当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、事故原因を解明して再発生を防ぐための対策を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 社会的情勢および天災時の訪問

(1) 社会的情勢の急激な変化や天災、その他の事由による社会秩序の混乱などにより、連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合があります。

(2) 社会的情勢の急激な変化や天災、その他の事由による社会秩序の混乱などにより、訪問看護の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を当訪問看護ステーションは負わないものとします。

13. 個人情報の保護・秘密保持

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後及び職員の退職後も同様です。利用者の個人情報は、サービス提供および医療・介護連携に必要な範囲で使用し、個人情報保護法を遵守します。

14. 虐待防止のための措置

(1) 当ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待防止のための次に掲げる措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②虐待防止のための指針を整備しています

③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(2) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(3) 事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者 : 石原 正美

15. 身体拘束の禁止について

- (1) 利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、主治医および他機関との連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. ハラスメント

事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. 感染症対策について

- (1) 事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ①感染症の予防及びまん延防止のための指針の策定、定期的な見直しを行います。
 - ②感染症発生時の研修と訓練（シミュレーション）を実施します。
- (2) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (3) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

18. 感染症や災害発生時の対応と業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 訪問スタッフの禁止行為

- (1) 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
 - ①利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
 - ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③利用者の家族に対するサービス提供
 - ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (2) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為についても禁止としています。

20. 利用者さまへのお願い

- (1) 訪問時の喫煙、飲酒はお控えください。
- (2) 動物からの危害防止のため、訪問時はペットの放し飼いをお控えください。
- (3) 訪問時間が多少前後する場合がありますことをご了承ください。15 分以上の場合はご連絡させていただきます。

21. 苦情相談窓口

(1) 相談窓口を設置していますので下記の番号にご連絡ください。

担当：訪問看護ステーション ここん (担当者) 岩清水 莉子

電話：0586-52-2488

受付時間：平日9:00～18:00

(2) 当事業所以外にも苦情を受け付ける窓口があります。

①愛知県国民健康保険団体連合会 (名古屋市東区泉 1 丁目 6—5)

TEL : 052-971-4165 平日9:00～17:00

②一宮市福祉部介護保険課 (一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号)

TEL : 0586-85-7017 平日9:00～17:00

③稲沢市高齢介護課 (稲沢市稲府町 1)

TEL : 0587-32-1286

④羽島市健康福祉部高齢福祉課 (羽島市竹鼻町 55)

TEL : 058-392-9932

訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者様に対して契約書および本書面に基づいて必要な事項を説明しました。

【事業者】

事業所名：訪問看護ステーション ここん

住所：〒491-0878

愛知県一宮市水附町21番4号2階

管理者：宇野 雅美

説明者： 印

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意します。

同契約書により事業者との契約を締結します。

また以下の利用者の同意が必要な加算について加算の算定を同意します。

【加算】

- ・ 緊急時訪問加算 (同意する ・ 同意しない)
- ・ 24時間対応体制加算 (同意する ・ 同意しない)

令和 年 月 日

【利用者】 住所 _____
氏名 _____ 印

【代理人】 住所 _____
氏名 _____ 印 (続柄 _____)

契約の成立を証するため本証を2部作成し、利用者と当事業所各署名押印して1通ずつを保有します。